（学校教育法の一部改正）

第九条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第十条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（災害救助法の一部改正）

第十一条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区の」を「区若しくは総合区の」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第十二条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「東京都の区の存する区域及び」を「特別区の存する区域においては特別区に、」に、「、特別区及び区」を「区及び総合区」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第十三条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条前段中「都の区のある区域においては、この法律中の」を「この法律中」に、「区、区長及び」を「特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の」に改め、同条後段を削る。

（消防組織法及び大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改める。

一　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十四条第三項

二　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第四条第一項

（検察審査会法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「区」の下に「及び総合区」を加える。

一　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第四十七条

二　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第百四条（見出しを含む。）

三　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百四十条第二項

（政治資金規正法の一部改正）

第十六条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「その区」の下に「又は総合区」を加える。

（土地改良法の一部改正）

第十七条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項中「又は区長」を「（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）」に改める。

（死体解剖保存法の一部改正）

第十八条　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「区長と」を「、区長又は総合区長と」に、「学校長」を「学校長」に改める。

（漁業法の一部改正）

第十九条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条中「あつては区」の下に「及び総合区」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第二十条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「、区」の下に「（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）」を加える。

第二百六十九条中「、区」の下に「及び総合区」を、「当該区」の下に「又は総合区」を、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第二十一条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「区及び」の下に「総合区並びに」を加える。

（港湾法の一部改正）

第二十二条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条の三第四項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改め、同条第五項中「第二百五十二条の二第六項」を「第二百五十二条の二の二第六項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「区の事務所」の下に「、同法第二百五十二条の二十の二第一項の規定によつて設ける市の総合区の事務所」を加える。

第十九条の二中「区の事務所」の下に「、市の総合区の事務所」を加える。

第三百三十七条及び第四百三十八条中「市の区の事務所の長がそれぞれ」を「市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ」に、「市の区の事務所の長が税務署長」を「市の区又は総合区の事務所の長が税務署長」に改める。

第四百八十五条の七中「指定都市の区の事務所の長がそれぞれ」を「指定都市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ」に、「指定都市の区の事務所の長が税務署長」を「指定都市の区又は総合区の事務所の長が税務署長」に改める。

第五百四十七条中「市の区の事務所の長がそれぞれ」を「市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ」に、「市の区の事務所の長が税務署長」を「市の区又は総合区の事務所の長が税務署長」に改める。

第五百九十五条中「当該市の区」の下に「又は総合区」を加え、「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に改め、同条第一号中「市の区」の下に「又は総合区」を加える。

第六百十七条中「市の区の事務所の長がそれぞれ行ない」を「市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い」に、「行なう」を「行う」に、「市の区の事務所の長が税務署長」を「市の区又は総合区の事務所の長が税務署長」に改める。

第七百一条の二十四及び第七百一条の六十九中「市の区の事務所の長がそれぞれ」を「市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ」に、「市の区の事務所の長が税務署長」を「市の区又は総合区の事務所の長が税務署長」に改める。

第七百三十七条の見出しを「（特別区並びに指定都市の区及び総合区に関する特例）」に改め、同条第一項中「特別区及び」を「特別区並びに」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の市の区」の下に「及び総合区」を加え、同条第二項中「市の区」の下に「又は総合区」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第二十四条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項ただし書中「指定都市の区」及び「又は区」の下に「若しくは総合区」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第二十五条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第百九条第二項中「規定する区」の下に「及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区」を加える。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第二十六条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「、区」の下に「（総合区を含む。以下同じ。）」を加える。